



重要事項説明書

2025.9版

(ご契約にあたってご了承いただきたいこと)

「ずっとあい」終身医療
終身生命
(低解約返戻金型)
は「ずっとあい」終身生命(低解約返戻金型)のみに該当する部分、
は「ずっとあい」終身医療のみに該当する部分です。

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください(契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の生協にお問い合わせください)。

I. 【契約概要】ご契約に際し、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品のしくみ

①特徴

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「⑤契約者または被共済者の範囲」参照)。

「ずっとあい」終身生命(低解約返戻金型)(以下、「終身生命(低解約返戻金型)」)および「ずっとあい」終身医療(以下、「終身医療」)の契約では、終身共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

②保障期間等

「ずっとあい」の共済期間は終身です。

【例】発効日: 30歳



一生※1

共済期間: 終身

掛け金払込期間: 「終身生命(低解約返戻金型)」短期払(60・65・70・80歳払込満了*)²、

「終身医療」短期払(60・65・70歳払込満了*)²・終身払

掛け金払込方法: 月払、年払

掛け金払込経路: 口座振替*

*1 解約等により共済期間の途中で契約が終了した場合は、終了日までです。

*2 発効時年齢によって選択できます。なお、共済期間中に変更はできません。

*3 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。

*4 掛け金額、加入できる年齢、保障内容については保障表、満期金、解約返戻金等については契約意向確認書をご覧ください。

*5 「終身医療」の解約返戻金について

共済掛け金払込期間中の解約返戻金を抑制するしくみで掛け金を計算しています(共済掛け金払込期間中は解約返戻金を抑制しない場合の70%)。解約返戻金の額は、加入年齢・掛け金払込期間・経過年数等によって異なりますが、発効後、短期間に解約した場合、解約返戻金はまったくないかあってもごく少額です。なお、共済金をお支払いした場合、解約返戻金はありません。ただし、年払契約で未経過共済期間に対応する掛け金相当額がある場合は返金します。

*6 「終身医療」の解約返戻金について

解約返戻金はありません。ただし、短期払(60・65・70歳払込満了)で払込満了後に契約を終了した場合には、入院日額の10倍をお支払いします。なお、年払契約で未経過共済期間に対応する掛け金相当額がある場合は返金します。

*7 契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができる方は、次の範囲の方に限ります。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のアトイをいずれも満たす方 ア. 契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 イ. 各コースの加入できる年齢の方

*8 「終身生命(低解約返戻金型)」の所定の健康診断書の提出が必要な場合

発効日において次のいずれかに該当する方は、所定の健康診断書の提出が必要です。

・満51歳以上満65歳以下で500万円を超える場合

・満66歳以上の場合(共済金額に関わらず)

*9 健康診断書の内容によっては加入できない場合があります。なお、すでにご加入の「終身生命(低解約返戻金型)」の契約がある方は、合算した共済金額*4で判断します。

*10 2022年9月1日以前に発効した低解約返戻金型ではない「終身生命」も合算します(⑦も同様です)。

⑦「終身生命(低解約返戻金型)」の加入限度

1人の被共済者につき、すでにご加入の「終身生命(低解約返戻金型)」や他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます(範囲内であれば複数加入することができます)。

「終身生命(低解約返戻金型)」のみの加入限度	1,000万円が限度(発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方または満15歳未満の方は500万円が限度)*4
他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効時年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいぱらす》「終身生命(低解約返戻金型)」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし
-----------------------	---